

「墓地、納骨堂若しくは火葬場の廃止の許可」〈審査基準〉

○墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年5月31日号外法律第48号）

〔墓地・納骨堂又は火葬場の経営等の許可〕

第10条 墓地、納骨堂又は火葬場を經營しようとする者は、都道府県知事（市又は特別区にあつては、市長又は区長。）の許可を受けなければならない。

2 前項の規定により設けた墓地の区域又は納骨堂若しくは火葬場の施設を変更し、又は墓地、納骨堂若しくは火葬場を廃止しようとするも者も、同様とする。

〔他の法律による処分との調整〕

第11条 都市計画事業として施行する墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止については、都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条の認可又は承認をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

2 土地区画整理法（昭和29年法律第119号）の規定による土地区画整理事業又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法（昭和50年法律第67号）の規定による住宅街区整備事業の施行により、墓地の新設、変更又は廃止を行う場合は、前項の規定に該当する場合を除き、事業計画の認可をもつて、前条の許可があつたものとみなす。

○日進市墓地、埋葬等に関する法律施行細則（平成24年1月10日規則第1号）

（趣旨）

第1条 この規則は、墓地、埋葬等に関する法律（昭和23年法律第48号。以下「法」という。）及び墓地、埋葬等に関する法律施行規則（昭和23年厚生省令第24号）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（経営の許可の申請）

第2条 法第10条第1項の規定により墓地、納骨堂又は火葬場（以下「墓地等」という。）の経営の許可を受けようとする者は、墓地等経営許可申請書（第1号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）墓地等の周辺図（縮尺2，500分の1以上）で、隣接土地との境界、人家、学校、病院、公園、鉄道、国道、県道その他重要道路、河川、用水、貯水池、井泉等の位置を示し、当該墓地等を中心とした半径110メートル以内（火葬場にあつては、220メートル以内）の区域の状況を明らかにしたもの

（2）墓地等の区域に係る土地の登記事項証明書の謄本及び公図の写し

（3）墓地等の配置図（墓地にあつては、墳墓の区画を明示したもの）

（4）納骨堂又は火葬場にあつては、施設の平面図、構造図及び仕様書

（5）墓地等の維持管理の方法を明らかにした書類

（6）墓地等の事業計画書及び収支予算書

（7）敷地又は土地が他人の所有に属するときは、所有者の承諾書

（8）隣接土地の所有者及び使用者の承諾書

（9）申請者が法人（地方公共団体を除く。）である場合は、当該法人の定款又は規則の写し及び登記事項証明書並びに許可申請に関する意思決定を証する書類

（10）他の法令により許認可を受けたものは、当該許認可に係る書類の写し

（11）前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

（変更の許可の申請）

第3条 法第10条第2項の規定により墓地等の区域又は施設の変更の許可を受けようとする者は、墓地等変更許可申請書（第2号様式）に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

（1）変更の内容を明らかにした図面

（2）変更に係る前条各号に掲げる書類又は図面

（3）改葬を必要とする場合には、改葬の内容を明らかにした書類

（4）前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面

(廃止の許可の申請)

第4条 法第10条第2項の規定により墓地等の廃止の許可を受けようとする者は、墓地等廃止許可申請書(第3号様式)に、次に掲げる書類及び図面を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 墓地等の位置図
- (2) 第2条第2号、第3号及び第4号に掲げる書類及び図面
- (3) 申請者が法人(地方公共団体を除く。)である場合は、当該申請に係る意思決定を証する書類
- (4) 墓地及び納骨堂にあっては、改葬が終了したことを証する書類
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類又は図面
(他の法律による処分との調整)

第5条 都市計画法(昭和43年法律第100号)、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)又は大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)により、墓地又は火葬場の新設、変更又は廃止の許可があったとみなされる場合は、その旨を市長に届け出なければならない。

○「新版逐条解説 墓地、埋葬等に関する法律」(第一法規)に掲げる法第10条関係の通知による。